

チューリッヒ州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 10月14日、チューリッヒ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

10月14日、チューリッヒ州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務の拡大

クラブ、ディスコ、ダンスホールだけではなく、（着席形式の飲食店を除く）レストランやバーの屋内においてもマスク着用が義務付けられます。

また、全ての飲食店において、給仕担当従業員のマスク着用が義務付けられます。

2 イベントにおけるマスク着用義務

参加者が30人以上のイベントで、社会的距離を確保できない場合は、屋内でのマスク着用が義務付けられます。

3 適用期間

2020年10月15日(木)から10月31日(土)まで

4 マスク着用義務に違反した場合

最高10,000フランの罰金を科される可能性があります。

○チューリッヒ州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.zh.ch/de/news-uebersicht/medienmitteilungen/2020/10/regierungsrat-passt-massnahmen-in-exponierten-bereichen-an.html#1384465381>

○8月24日：チューリッヒ州独自措置

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100086976.pdf>

○9月24日：チューリッヒ州独自措置の一部変更

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100096223.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：[consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ : [https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合  
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/maimz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>